
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 141 回及び第 142 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 141 回実務対応専門委員会（2021 年 12 月 2 日開催）及び第 142 回実務対応専門委員会（2021 年 12 月 22 日開催）で議論された次の事項に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。
 - 電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期（第 141 回実務対応専門委員会及び第 142 回実務対応専門委員会で議論）
 - 電子記録移転有価証券表示権利等が金融商品会計基準上の有価証券として取り扱われない場合の保有の会計処理（第 142 回実務対応専門委員会で議論）
 - 電子記録移転有価証券表示権利等の開示（第 142 回実務対応専門委員会で議論）
 - 資金決済法における暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理の文案（第 142 回実務対応専門委員会で議論）

II. 分析について聞かれた意見

第 141 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

（今後の検討の進め方について）

2. 今回は直ちに実務対応報告を開発するのではなく、論点整理を公表するということが、様々な権利の種類があることを踏まえると、一義的に方向性を定める方法がよいのかどうか、検討いただきたい。
3. 発生及び消滅の認識の時期を検討するにあたっては、電子記録移転有価証券表示権利等の権利の種類ごとに分析を行って検討すべきではないか。

（電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期について）

4. 電子記録移転有価証券表示権利等について、電子帳簿が書き換えられた日に発生を認識することを認めるのであれば、消滅についても同じ理由で電子帳簿が書き換えられた日に認識できるのではないか。
5. 前項の提案に関しては、約款等において契約締結日等が不明確である場合に限定して実務上の便宜を考慮した簡便的な規定を認めるといった、条件付きの規定とすることも検討すべきであると考ええる。
6. 電子記録移転有価証券表示権利等の消滅については、発生認識とは異なり法的な側面から問題となることがあることは理解できるが、例えば譲渡制限がない場合には簡便的な取扱いを認めるといった対応も考えられるのではないか。
7. 電子記録移転有価証券表示権利等の発生認識の時期について、実務上の便宜を考慮して、電子帳簿が書き換えられた日に発生認識を行うことを認めるという事務局提案に関して、実務上、電子帳簿が書き換えられた日を外部から確認するに際して問題が生じないかを確認する必要があるのではないか。

第142回実務対応専門委員会で聞かれた意見

(電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理及び開示に関する論点について)

保有者における発生及び消滅の認識の時期に関する意見

8. 「約定日」と「合意が成立した時点」との関係を説明した方がよいのではないか。「合意が成立した時点」で認識するのが原則であり、有価証券の売買においては通常は「約定日」がそれに該当するという考え方なのであれば、そのことを明記した方がよいのではないか。
9. 発生及び消滅を認識する約定日が明確ではない場合には「合意が成立した時点」に認識する事務局提案については、「合意が成立した時点」という表現は明確でなく、「合意」が広く捉えられてしまう可能性があるため、「合意が成立した時点」について説明を加えた方がよいのではないか。

金融商品会計基準上の有価証券として取り扱われない場合の会計処理に関する意見

10. 金融商品会計基準上の有価証券として取り扱われない一部の信託受益権が電子記録移転有価証券表示権利等に該当する場合、現行の信託受益権に係る定めを適用し、発生及び消滅の認識を除き、別段の定めを置く必要がないことについて何か分析しているのであればその旨を明記するとよいのではないか。

(資金決済法上における暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理について)

全般

11. ICO がどのような取引であるかを理解できるように、具体的な説明を追加してはどうか。
12. コメント募集の際に、他に論点がないかを総括的に確認する質問項目を加えることが望ましいのではないか。

基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さに関する意見

13. 今後の方向性について、わが国における対象取引への取組みが定着し、対象取引の取引慣行が一定程度定まってから基準開発に着手することが考えられるとあるが、実際に実務に携わっている利用者のニーズを踏まえ、基準開発の着手の時期を検討すべきであるとする。

ICO トークンの発行者における発行時の会計処理に関する意見

14. 発行事例を踏まえた分析を実施したうえで、採用する会計処理の検討をしてもよいのではないか。
15. ICO トークンの権利や義務の内容に応じて、まずは会計基準への当てはめを行い、その上で採用する会計処理の方法を検討してはどうか。

自己が発行した ICO トークンを保有している場合の会計処理に関する意見

16. 発行後に第三者から自己が発行した ICO トークンを取得した場合、関連する負債の消滅の認識を行う方法が説明されているが、契約などにおいて、自己が発行した ICO トークンを第三者から取得した場合の取扱いが明示されていることも考えられるので、事例を踏まえて検討した方がよいのではないか。

以 上